

リサイクル用前処理施設新設計画環境影響評価方法書について

本事業は、いわき市小名浜字渚地内等の工業専用地域約 42.2ha を対象事業実施区域とし、産業廃棄物処理施設（焼却施設）を設置するものである。

主要設備のロータリーキルン焼却溶融炉の処理能力は約 10.2t/h（混焼能力）であり、主に廃電子基板類やシュレッダーダスト等を焼却・溶融することで、銅精錬施設における銅精錬原料とするための前処理を行うことを計画している。

本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項等に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を実施するに当たっては、必要に応じて専門家の助言を得ながら、最新の知見及び評価手法を採用すること。また、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）への記載に当たっては、平易な表現や図を用いる等、住民等に分かり易い内容に工夫すること。併せて、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットでの閲覧を可能にする等、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。
- (2) 工事期間中の建設機械及び資材等の運搬に用いる車両や、施設の稼働時において施設で処理する廃棄物等の運搬に用いる車両については、その種類や数量等を具体的に示した上で環境影響の予測及び評価を実施し、その結果を準備書に記載すること。
- (3) 排出ガス及び排水に係る環境影響評価に当たっては、処理する産業廃棄物に含まれると予想される成分を明らかにした上で予測及び評価を実施し、その結果を準備書に記載すること。
- (4) 対象事業実施区域周辺には住宅団地等が存在することから、事業実施による周辺環境への影響をできる限り回避・低減するような環境保全措置及び緊急時に係る措置等について具体的に検討し、その結果を準備書に記載すること。
- (5) 環境影響評価の手續においては、広く住民から募った有用な意見を事業計画に反映させていくことが重要であることから、準備書説明会の開催等においても、住民参加が広く図られるよう努めること。また、対象事業実施区域周辺の住民に対しては、より丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるよう努めること。
- (6) 環境影響評価に用いる既存の各種資料及び法令や条例等の基準値等については、十分に精査すること。環境影響の予測及び評価に当たっては、可能な限り定量的な手法を用い、定性的な評価を用いる場合は、その評価に至ったプロセスについても準備書に記載すること。また、環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて評価項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応すること。
- (7) 環境影響評価に係る現地調査等は、地域住民の理解の下に行うものとし、苦情等が申し立てられた場合には、申立人及び関係機関等の指導に対して、誠意をもって対応すること。また、施設の稼働による苦情が申し立てられた場合における環境保全措置を具体的に検討し、その結果を準備書に記載すること。

- (8) 施設の建設工事及び新設設備の稼働に伴い車両通行の増加が見込まれることから、窒素酸化物の排出や騒音、粉じん等の影響を考慮し、関係車両の台数及び運行管理等の環境保全措置を行うこと。また、発生する廃棄物の発生量及び処分方法を具体的に検討し、その結果を準備書に記載すること。
- (9) 新設設備により増加する環境負荷と既設設備から発生する負荷とを整理した上で、それら全てを含めた事業所全体の環境負荷総量について評価すること。また、その評価を踏まえ、環境負荷の低減方法や環境保全措置を具体的に検討し、その結果を準備書に記載すること。
- (10) 環境影響の予測及び評価の結果について、影響予測の不確実性の程度が大きいこと等により事後調査が必要と判断される場合にあっては、事後調査の実施を検討し、その結果を準備書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境について

- ア 新設設備の稼働に当たって重油等の化石燃料の使用を見込んでいることから、処理予定の廃棄物及び化石燃料使用時の排ガスの排出諸元について、準備書に記載すること。また、自主測定等により大気汚染物質の発生状況を把握するとともに、排出量の低減により一層努めること。
- イ 資材等の搬出入による車両の走行時や事業場内の施設の稼働時においては、粉じん等の周辺環境に及ぼす影響に対する公害苦情の申し立てが想定されることから、必要な環境保全措置を講ずるとともに、その内容を準備書に記載すること。
- ウ リサイクル用前処理工程において、処理施設等の出口部分等から金属溶体が移動する際に、局所排気等による排ガスを見込む場合は、それらの諸元を準備書に具体的に記載すること。
- エ 冷却塔から多量の水蒸気が排出されることが見込まれ、気象条件によっては白煙化又は霧状になる可能性があることから、施設の稼働による「冷却塔からの白煙等」を環境影響評価項目に追加すること。
- オ いわき市による有害大気汚染物質測定において、ヒ素及びその化合物の指針値を上回る地点があることから、大気質の有害物質の調査、予測及び評価の項目に、「ヒ素及びその化合物」を追加すること。

(2) 騒音、振動等について

- ア 処理能力の大きい施設を敷地境界の近傍に設置する計画であること、対象事業実施区域周辺に住宅団地等が存在することから、騒音、振動等の環境影響の予測及び評価を適切な調査方法等により実施すること。また、その環境影響の予測及び評価に当たっては、発生源の位置等を明らかにした上で実施し、その結果を準備書に記載すること。
- イ 施設の稼働時における騒音及び低周波音の予測地点については、対象事業実施区域及びその周辺の4地点としているが、いずれも対象事業実施区域北側となってい

る。騒音及び低周波音については、気象条件や地形等の地域特性の影響を受けることから、他の方向に予測地点を設定すること。

ウ 施設の稼働時における低周波音の影響は、最新の知見を踏まえても不確実性が大きいと考えられる。また、地表面での吸収や空気吸収がほとんどなく、騒音に比べ遠方まで伝搬するとされている。それらを踏まえ、低周波音による影響の調査範囲を遠方まで拡大することを検討し、影響の回避・低減や環境保全措置を準備書に記載すること。

(3) 水環境について

ア 排水の排出諸元が確保される根拠として、既存の製錬工程・廃棄物処理工程や新設するリサイクル用前処理施設からの排水の排出諸元、施設の稼働後における排水処理設備の排出諸元及び汚濁物質の除去効率について明らかにし、準備書に記載すること。また、事業により新たに発生する排水について、その総量と濃度を併せて記載すること。

イ 対象事業実施区域の一部は土壤汚染対策法の形質変更時等届出区域に指定されており、掘削等により地下水への影響を与える可能性があることから、必要な対策や環境保全措置について検討し、準備書に記載すること。

ウ 海域の動植物の調査地点における水質を確認する観点から、海域動植物の調査地点で水質調査を実施しない地点について、水質調査の調査地点として追加することを検討すること。

エ 排水の水温の影響について、水温変化推定の手法及び試算結果を記載するとともに、生物影響評価の根拠を記載すること。

(4) 動物及び植物について

ア 海域に生息・生育する動植物に係る調査に当たっては、福島県漁業調整規則等の必要な手続きを関係部局に事前に確認し、必要な手続きを実施した上で実施すること。また、調査地点の付近で漁業権を有する漁業協同組合等に対して、事業や環境影響評価調査の内容を事前に十分に周知・協議したうえで、調査を実施すること。

(5) 景観について

ア 景観に係る調査地域及び予測地域については、煙突の可視領域を踏まえ、広範囲に設定すること。

(6) 温室効果ガス等

ア 施設の稼働による二酸化炭素の排出量の算定だけでなく、シュレッターダストの資源循環や使用する化石燃料の削減等による効果等についても具体的に整理し、準備書への記載することを検討すること。

3 その他

- (1) 液状化対策の観点から、施設の詳細設計にあたって必要と想定されるボーリング調査による地盤の確認等の計画等について、可能な範囲で準備書に記載すること。
- (2) 資源循環における安全・安心の観点から、銅スラグに含まれる放射性核種の分析について検討すること。
- (3) 環境負荷の低減への寄与の観点から、対象事業の実施によって回収が見込まれる金属の数量等について、可能な範囲で準備書に記載すること。
- (4) 事業の目的の1つとして「埋め立て処分ゼロの完全リサイクルを実施すること」を挙げていることを踏まえ、その実現や資源循環の観点から事業内容を具体的に準備書に記載すること。
- (5) 対象事業の実施にあたって必要となる他の法令・条例等の手続きについては、いわき市や県及び国の関係部局に確認や協議を実施し、遺漏が無いよう対応すること。